

告 示

埼玉県告示第百八十号

平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例別表労働商工部の項第十
一号金額の欄の知事が別に定める者について）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「別表労働商工部の項第十一号金額の欄」を「別表産業労働部の項第十
二号金額の欄」に改める。